

会社で働けなくなった外国人の方に

新型コロナウイルスのために、仕事ができなくなった技能実習生など外国人の方が、引き続き日本で仕事ができるよう、しばらくの間、特別に、**最大1年間、働くことができる「特定活動」の在留資格を認める**こととして
います。

※この在留資格で1年間在留した方であっても、帰国できない場合には、6月の範囲で在留期間の更新ができます。

在留資格をもらえる方

次の方で、別の会社と契約した方（注）

- 会社をやめろと言われるなど、研修ができなくなった技能実習生
- 会社をやめろと言われるなど、仕事ができなくなった外国人労働者
(例：在留資格「特定技能」、「技術・人文知識・国際業務」、「技能」など)
- 採用が取り消された留学生
- 技能実習が終わり、自分の国に帰ることができなくなった方 など



(注) 特定技能の分野で働き、特定技能になるために日本での在留を続けることを希望する方に限ります。

手続の方法

近くの地方出入国在留管理局・出張所に、「特定活動（就労可）」への在留資格の変更許可を申請してください。

会社をやめろなどと言われた方で、別の会社を見つけることが難しい場合は、国のサポートで、会社とのマッチングを受けることができます。



お問い合わせは近くの地方出入国在留管理局・出張所まで

連絡先 <http://www.moj.go.jp/isa/about/region/index.html>



マッチング支援の流れ

STEP 1

名前、連絡先、希望する分野（特定技能の分野）など必要な情報を「個人情報の取扱いに関する同意書」に書いて、提出してください（注）。

(注) 「特定技能」の在留資格の方は地方出入国在留管理局に、「それ以外の在留資格」の方は、出入国在留管理庁に提出してください。

STEP 2

出入国在留管理庁から、関係省庁などを通じて、仕事を紹介する機関に提供

「個人情報の取扱いに関する同意書」 →



STEP 3

仕事を紹介する機関が、あなたと新しい会社をマッチング



STEP 4

新しい会社と契約

STEP 5

「特定活動（就労可）」への在留資格の変更許可を地方出入国在留管理局・出張所に申請、許可